

コンプライアンス

取り組みの背景・考え方

Daigasグループは、コンプライアンスとは法令遵守だけでなく、健全な倫理観に基づく良識ある企業行動を実践することと捉えています。コンプライアンスの推進は、お客さまや社会からの信頼を得るために最も重要なことであり、事業を継続するうえでの基礎であると考えています。役員・従業員一人ひとりが法令・良識に従うとともに、コンプライアンスの基本である「Daigasグループ企業行動基準」を理解し、社内規程等の社内ルールに従って行動できるように、コンプライアンス意識の啓発や知識の定着、倫理的思考力の向上を目的にした研修や啓発活動に取り組んでいます。

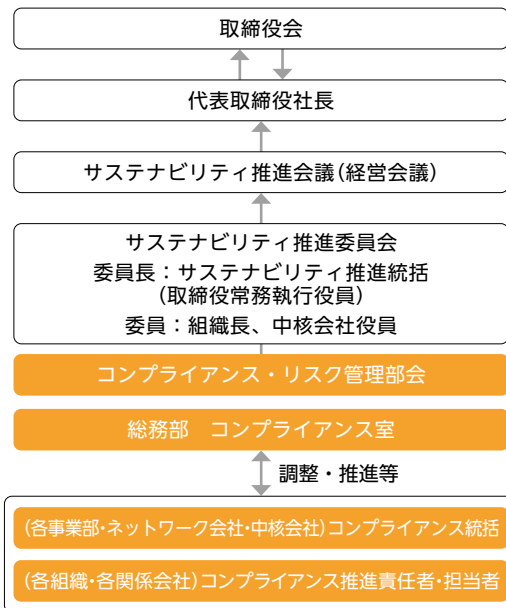
また、法令違反や腐敗・不正行為などの事案を早期に把握し、迅速かつ適切に対応をとる仕組みの一つとして「コンプライアンス・デスク」を設置しています。

従業員の人権に関する相談窓口として「人権相談窓口」を人事部内に、従業員からのハラスメントに関する相談窓口として「ハラスメント窓口」を各組織・関係会社に設置しています。

コンプライアンスの推進体制

Daigasグループでは、「サステナビリティ推進委員会」のもとに「コンプライアンス・リスク管理部会」を設置し、組織横断的な施策検討・情報共有化等を行っています。グループ全体のコンプライアンス推進は総務部コンプライアンス室が行っており、大阪ガスの各事業部とネットワーク会社、中核会社に「コンプライアンス統括」を、大阪ガスの各組織と各関係会社では「コンプライアンス推進責任者」「コンプライアンス推進担当者」を選任し、グループ全体でコンプライアンス向上に取り組んでいます。

■ コンプライアンス推進体制



予兆データモニタリング

コンプライアンス上の問題の兆しを把握する目的で「予兆データモニタリング」を、Daigasグループ全体で2011年度から行っています。この取り組みは、データを洗い出し、定期的・継続的にモニタリングを行い、データの変化から問題を予見し、早期に対策を講じることで、不正行為の発生を未然に防止するものです。

2024年度は、152項目のモニタリングを実施しました。

コンプライアンス違反への対処

Daigasグループでは、コンプライアンス上の問題がある、またはそのおそれがあると認識した場合、各組織のコンプライアンス統括等が、関係者の守秘や不利益取り扱いの禁止など、人権や名誉を侵害しないように十分に配慮したうえで事実調査等を実施し、コンプライアンス上の問題が確認された場合には、当該業務を所管する組織長が速やかに是正や再発防止に関する必要な措置を講じます。

取締役会による監督

大阪ガスでは、腐敗防止を含むグループ企業行動基準の改定は、取締役会に報告し、監督を受けています。

コンプライアンス意識向上へ

海外事業の展開に合わせたグローバル・コンプライアンスの推進

海外でのビジネス展開を踏まえ、Daigasグループの企業理念、企業行動憲章、企業行動基準をまとめた英語版リーフレットや内部通報窓口の案内をイントラネットに掲載し、従業員への周知を行っています。

また、大阪ガスの海外現地法人では、「Daigasグループ企業行動基準」の英語版を全従業員に周知し、「人権」「労働基準」「環境」「腐敗防止」等について従業員の啓発を行っています。

2024年度は、当社独自のリスク管理システム「G-RIMS」の項目を海外子会社向けに見直したものを活用し、主要な海外子会社20社においてリスク対応状況の把握に努めました。約40のリスク項目に対して、予防・早期発見する取り組みの実行状況を点検し、リスク対応を進めています。

社内研修等の取り組み

コンプライアンスの推進に向けた意識向上などを目的に、各種研修や意識調査などの取り組みを継続的に実施しています。

例えば、各組織や各関係会社（いずれも傘下会社を含む）において活動のキーマンとなるコンプライアンス推進責任者・担当者に対する「コンプライアンス推進責任者・担当者向け研修会」、組織長クラス以上を対象とした外部講師を招いての研修会、管理者層・新入社員への階層別教育などを実施しています。これら以外にも、「Daigasグループ企業行動基準」に関する事例を題材にしたケースや倫理的思考力を鍛えるケースについて行う職場内討議など、各組織・関係会社が主体となったコンプライアンス研修を実施しています。

また、グループ従業員のコンプライアンスの浸透状況を確認する手段の一つとして、アンケートによりグループ会社共通の「企業行動憲章」や「企業行動基準」の理解度を確認するとともに、「企業行動基準」に則って業務を遂行しているか等を確認しています。また調査の結果や社会の潮流を踏まえ、「企業行動基準」の定期的な見直しを行っています。

イントラネットの活用等により、コンプライアンスに関する様々な情報を従業員に提供しているほか、「コンプライアンス標語」を毎年従業員から募集するなどの啓発活動に取り組んでいます（2024年度の応募作品はグループ全体で10,452作品）。

人事評価項目にコンプライアンスを設定

大阪ガスでは、従業員の人材育成指標としている「役割期待評価」において、高い倫理観や人権意識などコンプライアンスへの取り組みの視点を設定しています。これによって、法令の遵守や倫理観の向上を促進しています。

内部通報制度・相談窓口

社内外からの相談・報告の受付窓口として大阪ガス、主要関係会社、弁護士事務所等にコンプライアンス・デスク（内部通報窓口）を設置

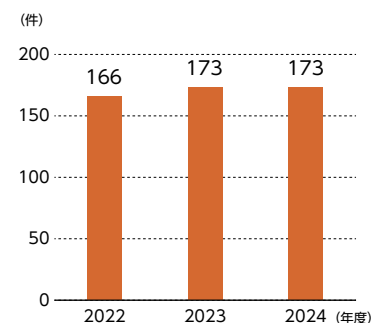
Daigasグループにおける法令や社内規程等の遵守に関する相談・報告の受付窓口「コンプライアンス・デスク」を大阪ガス、主要関係会社、社外の弁護士事務所等に設置しています。グループの役員、従業員、派遣社員だけではなく、継続的にグループ各社に物品や役務を提供いただいているお取引先の役員、従業員、派遣社員の方々（いずれも1年以内の退職者を含む）も電話・文書・電子メール等による相談や報告ができます。また匿名での利用も可能です。

2024年度は、計173件の相談・報告を受け付けました。これらに対して、事実調査の必要性を検討したうえで、ヒアリングや証憑確認等を実施し、必要に応じて是正策・再発防止策を講じました。

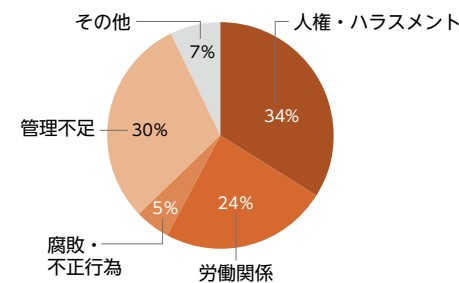
「コンプライアンス・デスク」に寄せられた案件に対しては、調査の結果法令等の違反があった場合は是正対応します。また、法令等の違反がない場合にも、健全な職場環境の維持・向上を目的として必要に応じて改善を行います。

なお、受け付けた通報の内容・調査結果・是正策等は、「コンプライアンス・リスク管理部会」や「サステナビリティ推進委員会」等で報告・共有化し、再発防止を図っています。

■ 相談・報告件数



■ 報告内容の内訳（2024年度実績）

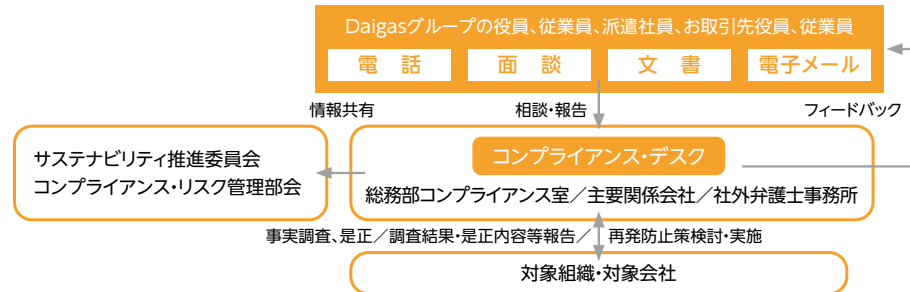


通報者の保護

「コンプライアンス・デスク」で受け付けた通報とそれに対する調査等は、通報者・被通報者の氏名等の秘密保持や通報者の不利益取り扱い禁止を明確化した「法令等遵守に関する相談・報告制度規程」に基づいて、実施しています。

なお、受け付けた通報の内容・調査結果・是正策等は、「コンプライアンス・リスク管理部会」や「サステナビリティ推進委員会」等で報告・共有化し、再発防止を図っています。

■ 「コンプライアンス・デスク」の仕組み



内部通報制度の適正な運営に向けた取り組み

コンプライアンス違反に関する相談は、ハラスメントなどの相談も含め、「コンプライアンス・デスク」だけでなく、各組織の総務担当部署に寄せられる場合もあります。各組織がそれらに適正に対応できるよう、新たにコンプライアンス推進責任者・担当者になった方々等を対象に、相談受付時の対応方法を学ぶための研修会を開催しています。

エネファーム販売における不適切行為について

大阪ガスは、グループ会社の大阪ガスマーケティング(株)の社員が、給湯機器の購入を検討されているお客さまに、エネファームを設置いただいた場合の光熱費試算と、エネファーム以外の給湯機器を設置いただいた場合の光熱費試算の比較による光熱費低減メリットの試算金額を誤認させるような資料提示(以下、不適切行為)を行っていたことを確認しました。

ご提案させていただいたお客さまの信頼を裏切る行為で、ご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、当該不適切行為は景品表示法違反の可能性があると認識し、消費者庁に報告いたしました。今後、コンプライアンス体制の一層の強化・充実と信頼回復に努めるとともに、消費者庁による調査に対し真摯に協力してまいります。

詳細についてはプレスリリースをご覧ください。

税務コンプライアンスの取り組み

Daigasグループは、企業行動基準に基づき、法令を遵守し、健全な倫理観に基づく良識ある企業行動を実践しています。適正な納税は社会へ貢献する「企業の社会的責任」の一つであると理解しており、事業を行う全ての国の税務関連法令およびその法の精神を遵守し、適法、かつ適正な税務申告・納税を行っています。従来のこれらの考え方や取り組みを基に、当社グループは、2025年3月に「Daigasグループ税務方針」を策定・公表しました。当社グループは本方針を遵守し、グループ全体の税務に関するガバナンスの充実を通じて、企業価値の向上に努めていきます。

Daigasグループ税務方針

基本方針

1. 税務関連法令及びその法の精神を遵守し、過不足のない納税を行います。
2. 税務に関するガバナンス体制を整備し、税務リスクの低減に努めます。
3. 税務当局と良好な関係を構築します。
4. 上記を通じて企業価値の向上に努めます。

税務法令の遵守

Daigasグループは、企業行動基準に基づき、法令を遵守し、健全な倫理観に基づく良識ある企業行動を実践しています。適正な納税は社会へ貢献する「企業の社会的責任」の一つであると理解しており、事業を行う全ての国の税務関連法令及びその法の精神を遵守し、適法、かつ適正な税務申告・納税を行います。

税負担の適正化

企業価値向上の観点から、法令等の趣旨を逸脱した解釈・適用とならない範囲で、税負担の軽減措置を適切かつ効果的に利用し、税金費用を適正化します。

税務ガバナンス

Daigasグループの税務ガバナンスについては、その最終責任者である経営企画本部を分掌する業務執行取締役の指揮・監督の下、大阪ガスの経営企画本部に所属する財務部がグループ会社と連携して、税務に関する管理を行います。財務部は、適正な経理処理や税務申告を行うための指針・相談体制を整備するとともに、社内及びグループ会社に対して、教育・啓発活動を行います。

税務リスク管理

Daigasグループは、上記の税務ガバナンス体制の下、税務リスクの適切な把握に努め、重要な取引については、外部の税務専門家からの助言を得ながら、必要に応じて税務当局への事前照会制度を活用し、合理的に税務リスクの管理を行います。

グループ会社間の国際取引は、グループ各社の機能・リスクに応じた独立企業間価格に基づく取引価格により取引を行い、取引価格の設定にあたってはOECD移転価格ガイドラインを遵守します。重要な移転価格課税リスクについては、事前確認制度を活用し、税務リスクの低減に努めます。

税務当局との信頼関係の構築

Daigasグループは、適法、かつ適正な税務申告・納税を行い、適切な情報開示を通して、税務当局との信頼関係の構築に取り組みます。

腐敗防止

基本的な考え方

コンプライアンス経営を実現するために、Daigasグループの役員・従業員が、確実にとるべき行動の基準を示した「Daigasグループ企業行動基準」において、贈収賄・汚職防止については、「各国・地域の法令の遵守、人権に関するものを含む各種の国際規範の尊重」「関係先・取引先との交際」のなかで記載しており、国家公務員倫理法・不正競争防止法などの腐敗防止関係法令の遵守、外国公務員に対する賄賂の禁止を規定しました。

2023年度には、多くの国で共通する贈賄規制法^{*}に関する法令の考え方や注意すべき行為の理解を促すため「Daigasグループ贈賄防止ガイドブック」を策定し、「国内外公務員への贈賄」「不適正な接待・贈答」「スモールファシリテーションペイメント」などの行為・項目について禁止しています。本ガイドブック策定にあたっては、グループ内へ周知し、理解促進を図りました。贈賄防止ガイドブックでは「委託先等や合併会社に関する留意事項」において、代理人や仲介業者等に対しても契約前に、企業行動基準に基づいた腐敗防止遵守に関する確認や調査を行うなど、贈賄リスクが高い事業部門・拠点や業務行為について重点的に対策を講じることとしており、これらの取り組みを適切に実行し、腐敗防止に努めています。

新規投資の際には、リスクの高さに鑑み、贈収賄、不正会計等に関するデュー・ディリジェンスを実施し、腐敗のリスクを包括的に評価しています。また、日常の業務活動に関するリスクの管理を実行するためのシステムである「G-RIMS」において「不適切な交際」「取引先での不祥事」「インサイダー取引」「金銭に係る不正」といった腐敗行為をリスク項目と設定し、サプライチェーン上のお取引先で、人権・労働・環境・腐敗防止等のコンプライアンス上の問題がないかなどについて、定期点検とモニタリングを行っています。それぞれのリスクを主管する組織は、「G-RIMS」の結果も踏まえ、リスクを評価し、必要な対応を実施しています。「G-RIMS」について詳しくはP.135をご覧ください。

なお、相対的にリスクが高いアジア事業等においては「G-RIMS」による点検に加え、最新の法規制・現地動向の定期確認、マイナー出資先のコンプライアンス活動に関するモニタリング、お取引先・提携先候補に対する贈収賄をはじめとした腐敗リスクに関するデュー・ディリジェンス等によるリスクマネジメントを実施しています。

※贈賄規制法 各国で定める贈賄規制に関する法令名称の総称として記載

腐敗防止に関する従業員研修

Daigasグループでは、「Daigasグループ企業行動基準」を冊子および携帯カードにまとめ、配布やイントラネットへの掲載を行い、全従業員に周知しています。「企業行動基準の解説」のイントラネット掲載や研修等を通して「Daigasグループ企業行動基準」の理解促進に努めています。研修では、腐敗防止のためのテーマも実施しており、具体的な事例を題材にグループディスカッションを行い、組織・個人でどのような対策をとるべきだったのか、発生時にはどのように対応するべきか等の検討を行い、腐敗行為防止に努めています。